平成２４年（フ）第６１４号
兵庫県伊丹市安堂寺町７丁目97番地、前住所兵庫県尼崎市西昆陽１丁目23番８号
破産者　北野　圭子
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７４８号
兵庫県西宮市浜松原町６番４―124号、前住所兵庫県西宮市浜松原町８番８―292号
破産者　レディースファッションハピネスこと　野田　幸雄
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５３号
兵庫県西宮市甲子園浜田町５番16―203号
破産者　山科　成治
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５４号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目41番10号
破産者　ビィドリーム南武庫之荘店こと　柴田　俊作
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８０号
奈良市六条２丁目11番14―１号
破産者　岡田　尚久
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４２３号
奈良県天理市萱生町993番地
破産者　中西　智子
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４６号
奈良県吉野郡大淀町大字土田119番地の１
破産者　今中　春清
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第２５号
和歌山県新宮市三輪崎２丁目19番18号
破産者　蛭子　三枝
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第６９７号
熊本市南区白藤３丁目４番７―206号、前住所熊本市西区上熊本２丁目13番30―404号
フラワーマンション上熊本
破産者　田上　正子
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４号
大分市大字上戸次1770番地の１
破産者　宮崎　律男
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４３３号
沖縄県那覇市繁多川１丁目16番30―801号
県営繁多川高層住宅、開始決定時の住所沖縄県那覇市繁多川４丁目11番49号
破産者　平良　昭枝
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５３５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛371番地
破産者　野原　康秀
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３６号
北海道標津郡中標津町字協和4431番地５
破産者　熊倉　和彦
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第９２号
青森県十和田市大字相坂字高見134番地
破産者　坂田　真弓
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第９９号
青森県十和田市東五番町11番28―７号
破産者　中山　洋子
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１１２号
青森県三沢市古間木山64―111　舘アパート３号、住民票上の住所青森県十和田市大字三本木字間遠地92番地
破産者　大川　貴生
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第６２号
福島県会津若松市大塚２―10―12　クリスタルハイツ103、住民票上の住所福島県河沼郡会津坂下町字市中三番４番地
破産者　磯目　康博
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
茨城県水戸市千波町2201番地の２　ブランエールＣ棟102号
破産者　稲毛　正浩
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所